

●香川県告示第141号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(執行伺兼支出命令書を使用する場合)</p> <p>第7条 規則第51条及び第56条第1項に規定する別に定める場合は、規則別表第6において支出負担行為として決裁を受け処理する時期が支出、出資、納付若しくは繰出しをしようとするとき、又は請求のあったときとされている経費に係る支出負担行為及び支出命令をするときとする。</p> <p>2 <u>規則別表第6備考2に規定する別に定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</u></p> <p>(1) <u>1件の予定価格が50万円を超えない契約であること。</u></p> <p>(2) <u>契約書又は請書を作成していないこと。</u></p> <p>(3) <u>食糧費経費内訳の添付が不要であること。</u></p> <p>(4) <u>年間契約その他これに類する契約でないこと。</u></p> <p>(5) <u>1件の支出負担行為につき複数回の支出がないこと。</u></p> <p>(6) <u>他課との合議が不要であること。</u></p> <p>(事前合議を要しない支出負担行為)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>香川県高等学校等奨学金貸付条例（平成14年香川県条例第4号）の規定による奨学金の貸付けに係る額の変更に基づく支出負担行為</u></p> <p>(更正伺兼通知書の送付)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(執行伺兼支出命令書を使用する場合)</p> <p>第7条 規則第51条及び第56条第1項に規定する別に定める場合は、規則別表第6において支出負担行為として決裁を受け処理する時期が支出、出資、納付若しくは繰出しをしようとするとき、又は請求のあったときとされている経費に係る支出負担行為及び支出命令をする場合であって、<u>当該支出負担行為を決裁する者と当該支出命令を決裁する者が同一の者となる</u>ときとする。</p> <p>(事前合議を要しない支出負担行為)</p> <p>第8条 規則第52条に規定する別に定める支出負担行為は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(更正伺兼通知書の送付)</p> <p>第13条 規則第101条の2第2項の規定による更正伺兼通知書（支出更正）の送付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対してするものとする。</p>

- (1) 略
- (2) 県外事務所における支出更正の場合 県外出納員

(所の出納員が行う支出負担行為の確認)

第17条 略

- (1) 略

略	
委託料	業務委託契約による支出のうち、一の年度における2回目以降の支出（概算払及び前金払によるもの並びに契約の変更後の1回目の支出を除く。）
略	

- (2) 略

- (1) 略
- (2) 所における支出更正（県外事務所以外の所にあつては、節以外の科目に係る支出更正に限る。）の場合 所の出納員

(所の出納員が行う支出負担行為の確認)

第17条 規則別表第2所の出納員（県外出納員を除く。）の項に規定する別に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる節の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支出に係る支出負担行為の確認

略	
委託料	<u>清掃業務、廃棄物処理業務、保守点検業務、維持管理業務、警備業務その他これらに類する業務に係る業務委託契約による支出のうち、一の年度における2回目以降の支出（概算払及び前金払によるもの並びに契約の変更後の1回目の支出を除く。）</u>
略	

- (2) 略

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、令和3年度の歳出から適用し、令和2年度までの歳出については、従前の例による。